

困難な問題を抱える女性への支援基本計画の概要

第1章 基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「法」という。）が成立した。（令和6年4月1日施行）

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されている。

令和5年3月29日に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が公示された。

(2) 計画の位置づけ

都道府県は法の規定に基づき策定する。

計画は、法や方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に推進するための指針とする。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 現状及び課題

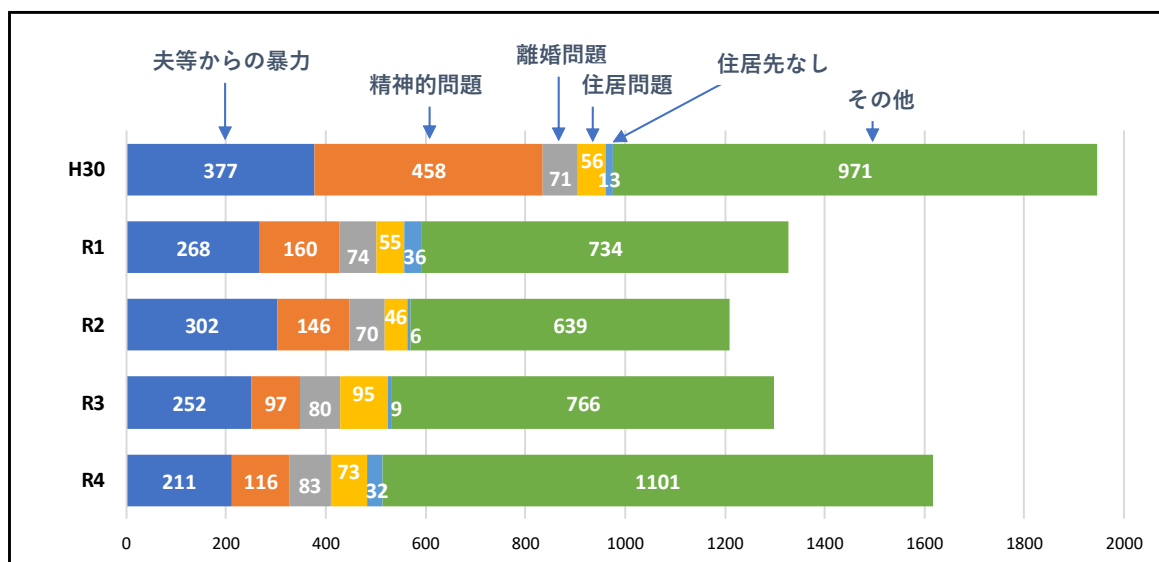
(1) 現状

女性相談センター（※）における相談の推移

※令和6年度から「女性相談支援センター」に名称変更

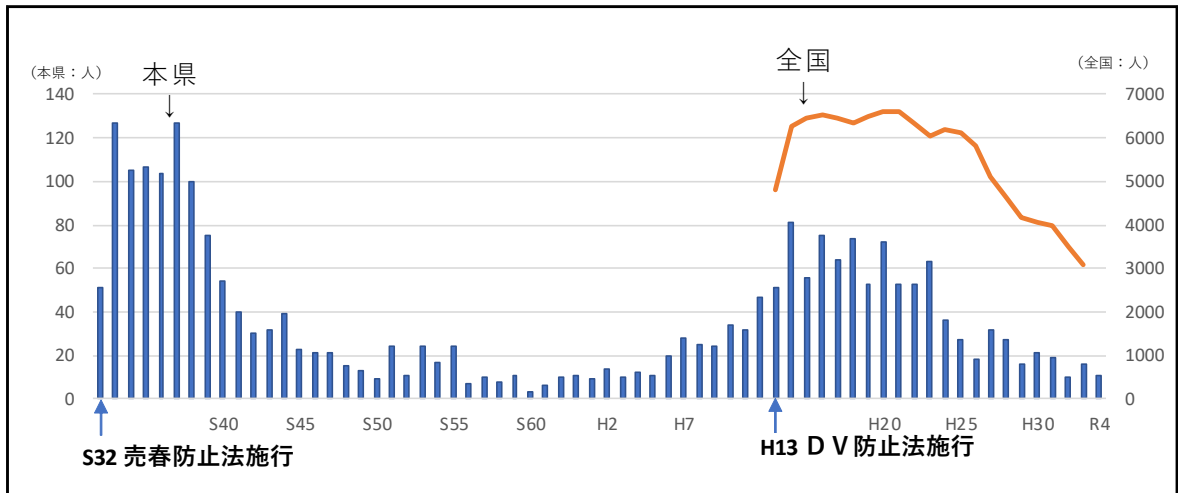
本県の相談件数は、令和2年度まで減少傾向であったが、令和3年度以降増加傾向。

主な相談内容は、夫等からの暴力、精神的問題、離婚問題、住居問題となっている。



一時保護者の推移

DV防止法が施行された平成13年からの10年間は、一時保護者の件数が多くなっているが、近年は減少傾向である。



(2) 課題

- ① 支援対象者として発見されていない女性の早期把握
支援対象者として発見されていない女性が存在するという前提を視野に入ると同時に、発見されない状況が続くと、問題がより深刻になる恐れがあることから、支援対象者としての早期把握が必要である。
- ② 支援施策等の認知度の向上
支援対象者の特性を的確に捉え、効果的な周知方法を検討した上での支援施策等の認知度の向上が求められる。
- ③ 相談窓口の充実
社会情勢を踏まえながら相談件数の動向を注視しつつ、相談件数に応じた相談窓口の充実を図る必要がある。
- ④ 相談者のニーズ等に合わせた支援体制の充実
支援対象者の中には、多様化・複雑化している社会情勢の中、様々な特性や課題を抱えた女性もおり、相談者のニーズに合わせた柔軟できめ細やかな支援体制を充実していくことが望まれる。
- ⑤ 一時保護及び施設入所の適切な実施
一時保護及び施設入所は、支援対象者が営む普段の生活とは異なる場面での支援であり、安全を確保するために必要なルールについて支援対象者に丁寧な説明を行い、理解・同意が得られた上で、支援対象者のニーズに合わせた支援の提供が求められる。
- ⑥ 民間団体等との協働の促進
社会情勢が多様化・複雑化している状況下で、支援対象者に対し支援サービスを確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と公的な支援機関等との連携が求められる。

第2章 施策内容に関する事項

1 支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談窓口やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援に取り組んでいく。

(2) 居場所の提供

民間団体等による、気軽に立ち寄り、支援担当者へ安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流することができるような居場所の提供は、相談のきっかけ作りに有効である。

(3) 相談支援

支援対象者に対する相談支援に当たって、法では「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」等を目的としており、法の目的に沿った「本人中心」の相談支援を進める。

(4) 一時保護

若年女性のうち未成年の一時保護については、市町村等の女性相談窓口は女性相談支援センター及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターは児童相談所と連携し、個々のケースの状況に応じて一時保護等の必要な支援を行う。

(5) 被害者回復支援

心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う。

(6) 生活の場を共にすることによる支援

支援対象者に対しては、一時保護等の後に、安定的な生活を営むための住まいについての情報提供等を行い、支援対象者の状況や意思を十分理解した女性相談支援員や関係機関のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していく。

(7) 同伴児童等への支援

女性相談支援センターが必要に即して行う同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人の児童として尊重されるようにする。

(8) 自立支援

支援対象者の自立に向けては、医学的又は心理的支援、生活支援、日中活動の支援、居住支援等の観点から検討する。

(9) アフターケア

地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行する場合が多い。自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。

2 支援の体制

(1) 女性相談支援センター，女性相談支援員，女性自立支援施設の体制

女性相談支援センター，県及び市町村の女性相談支援員，女性自立支援施設の三機関は，支援対象者への支援の中核の機関である。

県は支援の中核的な役割を果たし，計画的に地域のニーズに応じた施策を検討・展開し，市町村は福祉的支援の主体であることから支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

(2) 関係機関との連携体制

支援対象者は，福祉，保健医療，子育て，住まい，教育その他，多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く，行政においては関係する他分野との連携も必要不可欠である。

(3) 民間団体との連携体制

支援対象者への支援において支援対象者のニーズに応じるためには，独自の知見や経験，支援技術を持つ民間団体との協働が重要である。

(4) 支援調整会議

支援調整会議は，支援対象者への支援を適切かつ円滑に行うため，関係機関が必要な情報の交換を行うとともに，支援対象者への支援の内容に関する協議を行うことを目的とする。

(5) 教育・啓発

県は，女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について，ホームページ，SNS，印刷物など様々な媒体を活用し，積極的な周知に努めるとともに，自身がかげがえのない個人であること，困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成を図る。

(6) 人材育成・研修

県は，支援対象者への支援に関する研修を実施し，女性相談支援センターの職員や女性相談支援員(県・市町村)，女性自立支援施設の職員，民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図る。

第3章 施策の実施に関する数値目標等

1 基本目標

No.	目標項目	現 状	目 標
1	基本計画を策定している市町村数	—	4 3
2	支援調整会議を設置している市町村数	—	4 3
3	女性相談支援員を配置している市町村数	8	4 3
4	協働する民間団体数	1 2	増加させる
5	女性相談支援担当部署を対象とした研修への参加市町村数	2 7	4 3

2 本計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、年度ごとに、本計画に定めた施策について進捗状況を把握し、本計画の運営期間の満了前に評価を行う。評価により得られた結果は公表するとともに、次の基本計画を策定するに際して参考にする。